

利息分割型定期預金

平成 26 年 4 月 1 日現在

1. 商 品 名 (愛 称)	利息分割型定期預金
2. 販 売 対 象	・個人
3. 期 間	・定型方式 1年、2年、3年、4年、5年の元金継続型 〔取扱い商品〕 ・スーパー定期、または大口定期として取扱いします
4. 預 入 (受 入) (1)預入 (受入) 方法 (2)預 入 金 額 (3)預 入 単 位	・一括預入 ・スーパー定期および大口定期と同様 ・1円単位
5. 払 戻 (支 払) 方 法	・満期日以後に一括して支払います
6. 利 息 (1)適 用 金 利 (2)利 払 方 法 (3)計 算 方 法	・固定金利 (預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します) ・預入時の契約に基づき、当初預入日または書替継続日から1ヵ月毎、2ヵ月毎、3ヵ月毎、4ヵ月毎および6ヵ月毎のいずれかに月割計算による分割支払いし、端数は満期日に調整します。 なお、利息はあらかじめ指定した口座に入金します ・スーパー定期および大口定期預金として取扱いしますので計算方法は、それぞれの該当する預金と同様とします
7. 税 金	・利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)
10. 中途解約の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表1の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います なお、分割利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧くださいか、または窓口へご照会ください

利息分割型定期預金

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」（9時～17時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください ・ 紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください
<p>13. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預積金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）

◎くわしくは窓口にお問い合わせください。